

鹿児島県規則第14号

県民の日に免除する公の施設の使用料等を定める規則

鹿児島県県民の日を定める条例（平成30年鹿児島県条例第45号）第4条の県が設置した公の施設の使用料等で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げる公の施設について、それぞれ同表の右欄に掲げる使用料等とする。

公の施設	使用料等
鹿児島県歴史・美術センター黎明館	鹿児島県歴史・美術センター黎明館の設置及び管理に関する条例（昭和58年鹿児島県条例第6号）第6条第1項に規定する入館料のうち、普通入館料
鹿児島県霧島アートの森	鹿児島県霧島アートの森の設置及び管理に関する条例（平成12年鹿児島県条例第22号）第9条第1項に規定する利用料金のうち、入園の利用料金
鹿児島県奄美パーク	鹿児島県奄美パークの設置及び管理に関する条例（平成13年鹿児島県条例第17号）第9条第1項に規定する利用料金のうち、観覧の利用料金
鹿児島県屋久島環境文化村センター	鹿児島県屋久島環境文化村センター及び鹿児島県屋久島環境文化研修センターの設置及び管理に関する条例（平成8年鹿児島県条例第14号）第9条第1項に規定する利用料金のうち、観覧の利用料金
フラワーパークかごしま	フラワーパークかごしまの設置及び管理に関する条例（平成7年鹿児島県条例第48号）第7条第1項に規定する利用料金
鹿児島県立博物館	鹿児島県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第43号）第5条第1項に規定する使用料
鹿児島県上野原縄文の森	鹿児島県上野原縄文の森の設置及び管理に関する条例（平成14年鹿児島県条例第48号）第8条第1項に規定する利用料金

附 則

この規則は、公布の日から施行する。